

(別紙1)

## 令和5年度 高齢者施設等防災・減災対策補助金の概要

### スプリンクラー設備等整備事業

- 補助対象施設（いずれも定員30名以上の大規模施設かつ1,000㎡未満の施設、ただし介護医療院は3,000㎡未満）
  - ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
  - ・ 有料老人ホーム
  - ・ 通所介護事業所（定員19名以上かつ宿泊を伴うものに限る）
  - ・ 介護医療院（※1）
- ※1 令和6年度までの経過措置とする。なお、自動火災報知設備の整備及び、消防機関へ通報する火災報知設備の整備は補助対象外。
- 補助対象事業
  - ・ スプリンクラー設備、消火ポンプユニット等（スプリンクラー整備に伴うものに限る）、自動火災報知設備（300㎡未満の施設に限る）、消防機関へ通報する火災報知設備の整備（500㎡未満の施設に限る）
  - ※定員のうち要介護度3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当することが今後予想される施設における整備が対象となる。
- 対象経費
  - ・ 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）
  - ・ 工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
- 対象外経費
  - ・ 内示又は交付決定前に着手（入札手続き等を含む。）したもの
  - ・ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
  - ・ 消防法施行令等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの
  - ・ 当補助金の他の事業による助成対象となるもの
  - ・ その他、整備事業として適当と認められないもの
  - ・ 協議時点で届け出が完了していない有料老人ホームが整備するもの
  - ・ 別添調査票のうち、年間、月間の両方ともに利用人数実績（宿泊利用者／総数）が5%以下の宿泊を伴う通所介護事業所が整備するもの
- 留意事項
  - ・ 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。
  - ・ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対

象事業所等が設置されている施設)においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。

なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。

- ・ 本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。
- ・ m<sup>2</sup>単位による補助であることから、その補助対象面積については厳格に算定する必要があるため、「別紙 3-1 スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積の確認作業について」を確認の上、提出資料を作成すること。
- ・ 併せて「別添 2 スプリンクラー補助対象面積確認シート」も提出すること。
- 基準単価
  - ・ 次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。
    - ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積
    - イ 工事請負業者の見積
- 補助率
  - ・ スプリンクラー設備：定額（補助上限 1 m<sup>2</sup>当たり 9,710 円）
  - ・ 消火ポンプユニット等：定額（補助上限 1 施設当たり 244 万円）
  - ・ 自動火災報知設備：定額（補助上限 1 施設当たり 108 万円）
  - ・ 消防機関へ通報する火災報知設備：定額（補助上限 1 施設当たり 32.5 万円）

#### 高齢者施設等の水害対策強化事業

- 補助対象施設（いずれも定員 30 名以上の大規模施設かつ水害等の発生が懸念される施設・事業所（該当地域は参考 3 を参照すること。））
  - ・ 特別養護老人ホーム
  - ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
  - ・ 介護老人保健施設
  - ・ 介護医療院
  - ・ 養護老人ホーム
- 補助対象事業
  - ・ 高齢者施設等の水害対策強化事業
- 対象経費
  - ・ 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）
  - ・ 工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
- 対象外経費

- ・ 内示又は交付決定前に着手（入札手続き等を含む。）したもの
  - ・ 設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したもの
  - ・ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
  - ・ 当補助金の他の事業による助成対象となるもの
  - ・ その他、整備事業として適当と認められないもの
  - ・ 光熱水費等、設備の設置後、稼働に要するものを含むもの
- 留意事項
- ・ 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。
  - ・ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。  
 なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。
  - ・ 本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。
- 基準単価
- ・ 次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。
    - ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積
    - イ 工事請負業者の見積
- 補助率
- ・ 国 1/2、県 1/4
  - ・ 補助上限：なし 補助下限：総事業費 80 万円

### 非常用自家発電設備整備事業、給水設備整備事業

- 補助対象施設（いずれも定員 30 名以上の大規模施設）
- ・ 特別養護老人ホーム
  - ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
  - ・ 介護老人保健施設
  - ・ 介護医療院
  - ・ 養護老人ホーム
- 補助対象事業
- ・ 非常用自家発電設備整備（燃料タンクを含む）（緊急災害用の自家発電設備の整備）
  - ・ 給水設備整備（受水槽・地下水利用のための設備）

※次のア～ウのすべてを満たす事業であること。

- ア 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの。
- イ 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後 7

2時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの。

ウ これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること。

○ 対象経費

- ・ 事業の実施に必要な工事費または工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）
- ・ ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
- ・ 非常用自家発電設備整備事業については備品購入費（備品設置に伴う工事請負費、運搬費を含む。）を含む。

○ 対象外経費

- ・ 内示又は交付決定前に着手（入札手続き等を含む。）したもの
- ・ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの
- ・ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
- ・ 当補助金の他の事業による助成対象となるもの
- ・ その他、整備事業として適当と認められないもの
- ・ 燃料費・光熱水費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業

○ 留意事項

- ・ 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。
- ・ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。

なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。

- ・ 本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。

○ 基準単価

- ・ 次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。
  - ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積
  - イ 工事請負業者の見積

○ 補助率

- ・ 国 1/2、県 1/4
- ・ 補助上限：なし 補助下限：総事業費 500 万円（ただし、自家発電設備整備については燃料タンクの整備に係る金額以外の金額）

## ブロック塀等改修整備事業

- 補助対象施設（いずれも定員 30 名以上の大規模施設）
  - ・ 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設  
（老人短期入所施設にあつては定員規模に関わらない。）
  - ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
  - ・ 介護老人保健施設
  - ・ 介護医療院
  - ・ 養護老人ホーム
  - ・ 有料老人ホーム
  - ・ 通所介護事業所（定員 19 名以上）
  - ・ 特別養護老人ホーム併設以外の老人短期入所施設
  - ・ 老人福祉センター（特A型・A型・B型）（定員規模に関わらない。）
  - ・ 老人福祉施設付設作業所（定員規模に関わらない。）
  - ・ 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）（定員規模に関わらない。）
  - ・ 在宅複合型施設（定員規模に関わらない。）
- 補助対象事業
  - ・ ブロック塀等改修整備（安全点検の結果、「劣化・損傷がある」又は「高さ・控え壁等に問題がある」ブロック塀等の改修。ブロック塀の安全点検の実施方法は「参考4 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について」を参照）
- 対象経費
  - ・ 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）
  - ・ 工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
- 対象外経費
  - ・ 内示又は交付決定前に着手（入札手続き等を含む。）したもの
  - ・ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
  - ・ 当補助金の他の事業による助成対象となるもの
  - ・ その他、補助事業として適当と認められないもの
  - ・ ブロック塀等の撤去のみを行う事業
- 留意事項
  - ・ 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。
  - ・ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。  
なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設

全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。

- ・ 本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。
  - ・ 安全性に問題のあるブロック塀等の撤去、再設置、改修にかかる工事費等が対象となるが、安全性に問題のないブロック塀等（当該安全性に問題があるブロック塀等に接続されているものに限る。）も合わせて一時的に撤去しなければならない場合には、安全性に問題のないブロック塀等に係る費用も補助対象とみなす。
- 基準単価
- ・ 次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。
    - ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積
    - イ 工事請負業者の見積
- 補助率
- ・ 国：1/2、県：1/4
  - ・ 補助上限：なし 補助下限：なし

#### 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

- 補助対象施設（いずれも定員 30 名以上の大規模施設）
- ・ 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（老人短期入所施設にあつては定員規模に関わらない。）
  - ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
  - ・ 介護老人保健施設
  - ・ 介護医療院
  - ・ 養護老人ホーム
  - ・ 有料老人ホーム
  - ・ 特別養護老人ホーム併設以外の老人短期入所施設
- 補助対象事業
- ・ 感染リスクの高い風通しの悪い空間について、施設の構造や立地等により、十分な換気が行えない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置するもの
- 対象経費
- ・ 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）
  - ・ 工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
- 対象外経費
- ・ 内示又は交付決定前に着手（入札手続き等を含む。）したもの

- ・ 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの
  - ・ 設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したもの
  - ・ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
  - ・ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの
  - ・ 当補助金の他の事業による助成対象となるもの
  - ・ その他、補助事業として適当と認められないもの
- 留意事項
- ・ 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。
  - ・ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。  
 なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。
  - ・ 本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。
- 基準単価
- ・ 次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。
    - ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積
    - イ 工事請負業者の見積
- 補助率
- ・ 定額（補助上限 1 m<sup>2</sup>当たり 4,000 円）